



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
3月3日(金)  
第384号

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更..... 123
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定..... 124
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定..... 124

### 公 告

- 令和5(2023)年度前期技能検定試験の実施..... 124
- 令和5(2023)年度随時技能検定試験の実施..... 127
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 129
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 129

## 告 示

### 栃木県告示第68号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年3月3日から同年4月3日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

#### I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那珂川線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間                                  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|------|--------|--------------------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 319  | 前      | 矢板市沢字堀ノ目408-1から<br>矢板市豊田字山ノ神1687-1まで | 5.6～23.1        | 1437.1        |     |
|      | 後      | 矢板市沢字堀ノ目408-1から<br>矢板市豊田字山ノ神1687-1まで | 9.7～30.6        | 1437.1        |     |

#### II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木佐野線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区 間                                | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考 |
|------|--------|------------------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 324  | 前      | 栃木市倭町字倭町276-1から<br>栃木市倭町字倭町275-1まで | 13.2～13.2       | 11.4          |     |

|   |                                      |             |      |  |
|---|--------------------------------------|-------------|------|--|
| 後 | 栃木市倭町字倭町276-1 から<br>栃木市倭町字倭町275-1 まで | 13.2 ~ 13.5 | 11.4 |  |
|---|--------------------------------------|-------------|------|--|

栃木県告示第69号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年3月3日

栃木県知事 福田 富一

| 道路の種類 | 路線名   | 区間                                 |
|-------|-------|------------------------------------|
| 県道    | 栃木佐野線 | 栃木市倭町317-22から<br>栃木市倭町319-4 までの上り線 |
|       |       | 栃木市倭町280-3 から<br>栃木市倭町272-1 の下り線   |

(道路保全課)

栃木県告示第70号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5（2023）年3月3日

栃木県知事 福田 富一

| 支援法人の名称        | 支援法人の住所          | 支援業務を行う事務所の所在地   | 指定年月日           |
|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 有限会社かぬまライフサービス | 栃木県鹿沼市西鹿沼町145番地1 | 栃木県鹿沼市西鹿沼町145番地1 | 令和5（2023）年2月21日 |

(住宅課)

公 告

○令和5（2023）年度前期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和5（2023）年度前期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5（2023）年3月3日

栃木県知事 福田 富一

1 実施する検定職種及び等級

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、建設機械整備

(建設機械整備作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業及び真空成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)、写真(肖像写真デジタル作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

ただし、めっき(電気めっき作業)及びサッシ施工(ビル用サッシ施工作業)にあつては、学科試験のみ実施する。

(2) 3級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

ただし、めっき(電気めっき作業)及び機械検査(機械検査作業)にあつては、学科試験のみ実施する。

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

(4) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については1級及び2級に区分し、1の(2)については3級とし、1の(3)については等級に区分しない単一等級で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円

(ただし、別に知事が指定する者にあつては、3,100円以上12,100円以内とする。)

イ 実施期日

3級については令和5(2023)年6月6日(火)から同年8月13日(日)までの間において、1級、2級及び単一等級については令和5(2023)年6月6日(火)から同年9月10日(日)までの間において、それぞれ栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ令和5(2023)年5月30日(火)に栃木県職業能力開発協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

| 検 定 職 種 ( 作 業 )   | 実 施 期 日           |
|---|-------------------|
| 3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業) | 令和5(2023)年7月9日(日) |

|   |                        |
|---|------------------------|
| 飾作業)  |                        |
| 1、2級 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、プラスチック成形（射出成形作業及び真空成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）及び塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）   | 令和5（2023）年<br>8月20日（日） |
| 1、2級 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、めっき（電気めっき作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）及び内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）  | 令和5（2023）年<br>8月27日（日） |
| 1、2級 写真（肖像写真デジタル作業）   | 令和5（2023）年<br>8月30日（水） |
| 1、2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、石材施工（石張り作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業及び壁装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）<br>単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業） | 令和5（2023）年<br>9月3日（日）  |

### 3 受検申請の手続

#### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

#### (2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

#### (3) 受付期間

令和5（2023）年4月3日（月）から同月14日（金）まで

#### (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。  
なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

### 4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協

会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

## 5 合格者の発表等

### (1) 技能検定合格者の発表

#### ア 合格発表日

3級 令和5(2023)年8月25日(金)

1、2級及び単一等級 令和5(2023)年9月29日(金)

#### イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、3級は令和5(2023)年8月25日(金)付け、1、2級及び単一等級は同年9月29日(金)付けで合格者に対し通知する。なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

### (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、栃木県職業能力開発協会が、3級は令和5(2023)年8月25日(金)付け、1、2級及び単一等級は同年9月29日(金)付けで合格者に対し通知する。

### (3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

### (4) 栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、合格発表の日から1か月間、試験の得点を開示する。希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること(受検者本人に限る。代理人は不可。電話による開示には、応じない。)

開示実施場所 労働政策課

## 6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課(電話 028-623-3238)又は栃木県職業能力開発協会(電話 028-643-7002)に問い合わせること。

### ○令和5(2023)年度随時技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和5(2023)年度随時技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5(2023)年3月3日

栃木県知事 福田 富一

## 1 実施する検定職種及び等級

### (1) 随時2級

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)及び塗装(建築塗装作業)

## (2) 随時3級

さく井（パークッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

## (3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

## (4) 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

## 2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

## (1) 実技試験

## ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円とする。

## イ 実施期日

令和5(2023)年4月1日(土)から令和6(2024)年3月31日(日)までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

## ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

## エ 問題の公表

あらかじめ、栃木県職業能力開発協会から受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

## イ 実施期日

令和5(2023)年4月1日(土)から令和6(2024)年3月31日(日)までの間において、栃木県職

業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（18,200円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者には、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が合格者に対し書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

技能検定の合格者には、栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、随時2級及び随時3級の技能検定合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

6 その他

随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用するものである。なお、技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話 028-623-3238）又は栃木県職業能力開発協会（電話 028-643-7002）に問い合わせること。

（労働政策課）

○都市計画決定図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和5（2023）年2月24日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（栗宮新都心第一地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和5（2023）年3月3日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和5（2023）年2月24日に変更した、小山栃木都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和5（2023）年3月3日

栃木県知事 福田 富一  
(都市計画課)